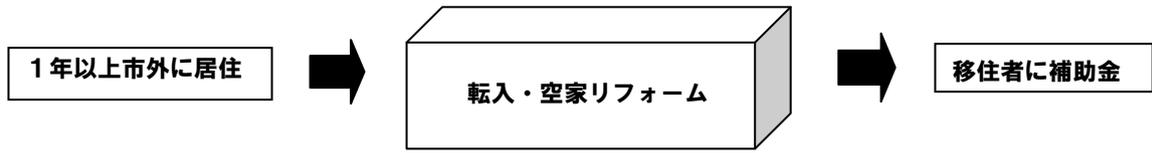


対象者

移住者（「1年以上市外に居住」していて、「亀山市に転入」「空家をリフォーム」する者）



対象空家

- ・新築から5年以上経過した戸建空家住宅
- ・長屋と共同住宅を除く

対象工事

- ・「市内業者」又は「県内の市外業者」による居住用部分の工事（対象外：車庫、倉庫、外構）
- ・耐震基準を満たさない場合は、耐震工事
- ・30万円以上の工事費の工事

補助金額

「基本」：費用 1/3（上限：市内業者 30 万、県内の市外業者 15 万）

「空家が居住誘導区域にある」、又は、「子育て世帯」：費用 2/5（上限：市内業者 40 万、県内の市外業者 20 万）

「空家が居住誘導区域にある」、かつ、「子育て世帯」：費用 1/2（上限：市内業者 50 万、県内の市外業者 25 万）

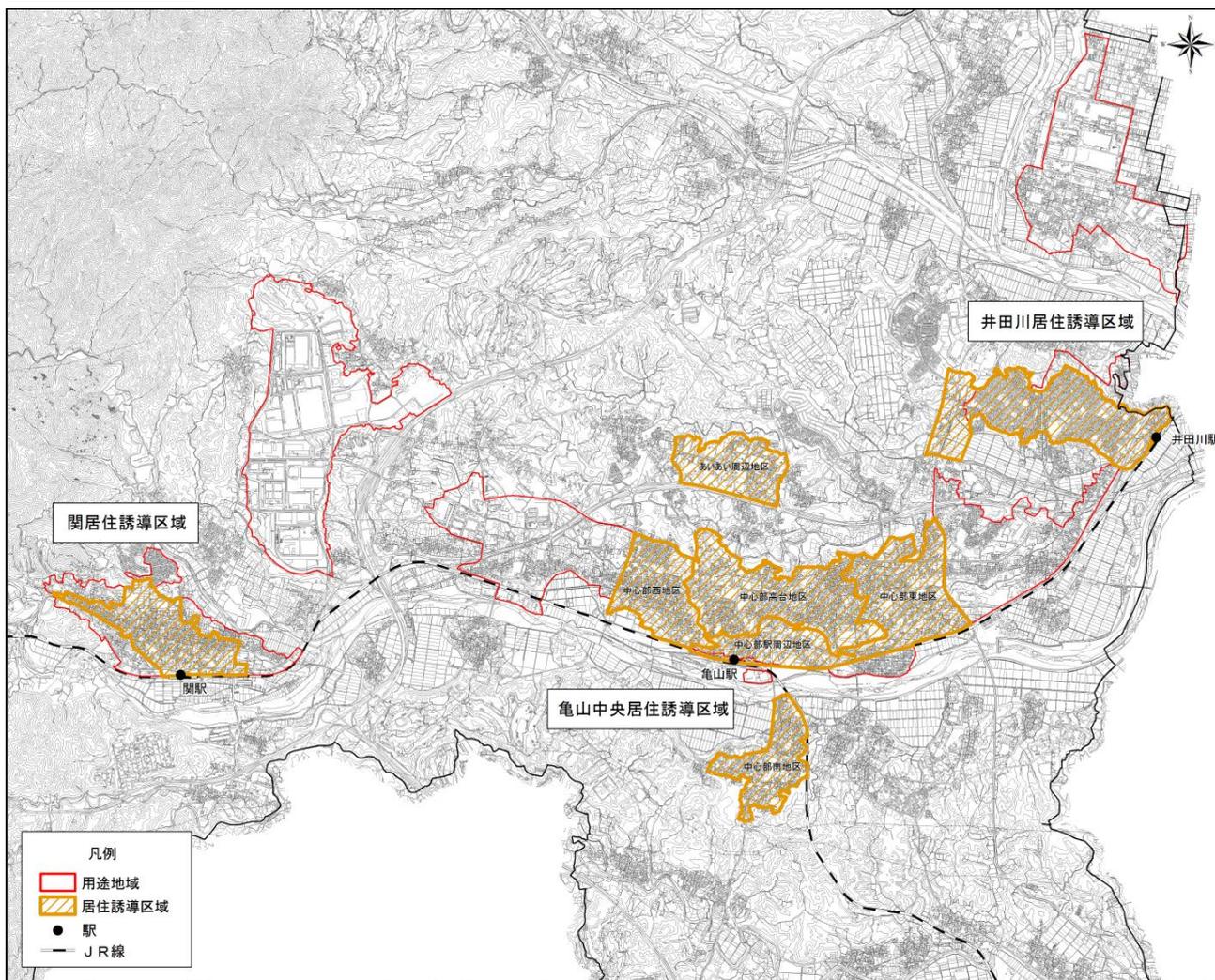
※居住誘導区域：亀山市立地適正化計画で定める居住を誘導する区域

子育て世帯：補助対象世帯に中学生以下の子どもがいる世帯

（例：市内業者による補助額）

		リフォーム費用			
		30万	60万	90万	120万
基本	：費用 1/3（上限30万）	10万	20万	30万	30万
「居住誘導区域」と「子育て世帯」のどちらか	：費用 2/5（上限40万）	12万	24万	36万	40万
「居住誘導区域」と「子育て世帯」の両方に該当	：費用 1/2（上限50万）	15万	30万	45万	50万

居住誘導区域



亀山市空き家情報バンク活用促進事業

対象者

- ・ 宅建業者を仲介に入れる者（購入者・賃借者は、契約を行った空家に居住すること）

売買：「空き家所有者」、「購入者」
 賃貸：「空き家所有者」、「賃借者」



対象空家

- ・ 「空き家情報バンク制度」への戸建空家住宅（宅建業者の仲介物件に限定）
- ・ 長屋と共同住宅を除く

補助金額

- ・ 仲介手数料の1/2（上限5万円）